

災害等に係る調査の相互協力に関する協定

災害等に係る調査の相互協力に関し、国土交通省北海道開発局長（以下「甲」という。）は、公益社団法人土木学会北海道支部長、公益社団法人地盤工学会北海道支部長、公益社団法人日本地すべり学会北海道支部長及び公益社団法人砂防学会北海道支部長（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理又は委託管理する施設等（以下「所管施設」という。）が、災害等により専門的な調査が必要となる場合に、同調査に関する相互協力の方法を定め、技術の向上に資することを目的とする。

2 前項でいう「所管施設」には、工事中の施設等を含むものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、所管施設に専門的な調査が必要となった場合には、所管施設ごとに乙の各支部長へ現地調査を要請することができるものとする。

2 前項の要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続を行うものとする。

3 第1項に規定する要請を受けた乙は、現地調査の実施の可否を要請した甲又は施設を所掌する部長等（開発建設部長及び事務所、事業所若しくは管理所の長を言う。以下同じ。）へ回答する。

4 調査の実施が可能と回答した乙は、速やかに現地調査を行い、その結果を、甲又は甲が指定した部長等へ報告するものとする。

5 乙の各支部長は、所管施設に係る情報を収集・分析するため、現地調査を行う必要があると認めるときは、甲に現地調査に関する協力を要請することができるものとする。

6 甲は、前項に規定する要請があったときは、現地調査に可能な限り協力するものとする。

7 乙の各支部長は、第5項に規定する調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。

（調査体制）

第3条 乙の各支部長は、前条第1項の要請を受けたときは、人員及び連絡窓口を調査に先立って定め、甲に報告するものとし、連絡窓口については変更が生じた場合にはその都度、人員については調査の終了後、甲に報告するものとする。

（調査結果の公表又は使用）

第4条 第2条第1項及び第5項の規定に基づく調査の結果を甲又は乙が公表又は使用する場合には、甲及び乙が内容を確認した上で行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づき乙が実施する調査において、費用が伴う場合には、乙の請求に基づき甲と乙が協議をしてその費用を負担するものとする。

2 第2条第5項の規定に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 調査の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙いずれかの申出により、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書5通を作成し、それぞれ甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国土交通省 北海道開発局長

岡部 和憲



乙 公益社団法人 土木学会北海道支部長

太田 祐司



公益社団法人 地盤工学会北海道支部長

西本 聡



公益社団法人 日本地すべり学会北海道支部長

伊藤 陽司



公益社団法人 砂防学会北海道支部長

南 哲行

